

奥尻復興の秘けつを聞き出す：
高台移転事業の概要と実務当事者へのインタビュー(3)

——災害復興を考えるシンポジウムの記録——

竹 田 恒 規
足 立 清 人
定 池 祐 季
神 谷 裕 一
竹 田 彰
宮 田 康 宏
渡 部 和 正

奥尻復興の秘けつを聞き出す： 高台移転事業の概要と実務当事者へのインタビュー(3) ——災害復興を考えるシンポジウムの記録——

竹田 恒規 足立 清人 定池 祐季 神谷 裕一
Tsunenori TAKEDA Kiyoto ADACHI Yuki SADAIKE Yuichi KAMIYA
竹田 彰 宮田 康宏 渡部 和正
Akira TAKEDA Yasuhiro MIYATA Kazumasa WATANABE

目次

1. はじめに
2. 基調報告(以上,北星論集(経)
59巻2号45頁以下)
3. パネル・ディスカッション
(1) 第1部(以上,北星論集(経)
60巻1号31頁以下)
(2) 第2部(本号)
4. 考察(以下,次号)
5. まとめ

[Abstract]

Finding the Secrets of the Revival of Okushiri Island: Overview of the New Residential Area Relocation Project and Interviews with Practitioners

This article comprises records of the symposium titled “Finding the Secrets of the Revival of Okushiri Island: Overview of the New Residential Area Relocation Project and Interviews with Practitioners,” held at Hokusei Gakuen University on July 27, 2019. This symposium focused on the experiences and knowledge of local government staff who were in charge of recovery and reconstruction following disasters, specifically the massive earthquake and tsunami that devastated Hokkaido on July 12, 1993. We (Tsunenori Takeda & Kiyoto Adachi) aim to ensure that these disasters are not buried with the passage of time. We share the experience and wisdom of administrative staff members who repeatedly face disasters, marked by changing times, places, and circumstances. Followed by the keynote report by Takeda in Section 2, we have reported the panel discussion between the panelists as well as the discussion with members of the audience in Section 3. In Section 4, Takeda, from an administrative law perspective, and Adachi, from a civil law perspective, elaborate on their reflections of the issue. In Section 5, a summary has been provided, including future research prospects.

3. パネル・ディスカッション(承前)

北星学園大学C館50周年記念ホールでのパネル・ディスカッション第2部(後半)の内容を報告する。第2部では、フロアとの質疑応答を中心に議論が展開された。

(2) 第2部

足立清人(北星学園大学経済学部経済法学科教授。以下,足立):

これから、パネル・ディスカッションの第2部を始めます。質問をいくつかいただきましたので、それにお答えするかたちで進めます。それから、先ほど申しましたように、フロアとパネリストのみなさまの間でも、いろいろ議論が展開できると良いと思います。では、竹田先生、よろしくお願いします。

竹田恒規(北星学園大学経済学部経済法学科専任講師。以下,竹田(恒)):

キーワード:北海道南西沖地震,奥尻島,高台移転事業,

Key words: Hokkaido Nansei-oki Earthquake, Okushiri Island, New Residential Area Relocation Project

それでは皆さま、第2部を始めます。よろしくお願ひします。いろいろご質問をいただきました。まず、宮田さんに、フロアの方から質問が1つあります。また、私からも質問が1つあります。

フロアの方からの質問は、次のようなものです。宮田さんは、1993年10月に檜山支庁(当時)に戻られました。その後、町や北海道庁本庁が主体的に進める復旧・復興の計画策定、あるいは事業の実施について、支庁はどういう役割を果たしたのか、ということです。

宮田康宏氏(元・北海道職員、檜山支庁地方部振興課企画室室長として奥尻町に派遣。以下、宮田氏)：

当時、私と渡部室長と村井君と3人で、第一陣で行って、ご質問のとおり、私と村井君は9月30日で支庁に帰ったんですけども、第一陣で行っているときも含めてですね、支庁が全面的にバックアップしてくれたんですね。檜山支庁から私ども3人の職員が行っている、ということで、道に対して、これをして欲しい、あれをして欲しい、という要望は、私どもから、まず、檜山支庁の振興課に伝えて、振興課がそれぞれ本庁の縦割りで要望を上げていく、ということで全面的なバックアップをしていただきました。

それで、私が、10月1日に檜山支庁に戻ったときは、それまでバックアップしてくれていた職員の方と一緒に、10月1日以降、災害対策復興室長になった渡部さんなり、奥尻町役場のサポート、そういうものをさせていただいています。セクションが、隣の企画係というところで、ほとんどすべての災害関係の仕事をやっている、私はどちらかというと、遊撃隊的なところがありまして、あとは、奥尻にいた人間ということで、道庁からいろいろなことを聞かれたり、頼まれたり、あるいは、隣の後志支庁との関係もあったり、後志でも、そういう被災者、あるいは

被災地がありましたし、そういったことも含めて幅広くいろいろなことをさせていただきましたが、基本的に10月1日以降戻ってもですね、渡部室長なり、竹田さんなり、神谷さんなり、いろいろな方々が、いろいろな要望を言っていただいて、それを本庁にぶつけて、上手く擦り合わせるような仕事をしていたような記憶がございます。

竹田(恒)：

ありがとうございました。

私からの質問は、次のとおりです。

宮田さんが支庁に帰られてから、(最後の段階にまで話が飛ぶのですが)復興基金条例²⁸⁾を制定することになりました。これについては、道庁内で、市町村条例のモデル案ないし共通したひな型が作成されています。この方式は、一般的に様々な分野で用いられていますが、復興基金条例についてもそうでした。復興基金条例については、まず、(細部についての細かな修正は市町村がやるべきだけれども)ひな型ないし基本的な部分について道庁が提示したということも、伺いました。

そうすると、そのひな型は、先ほどのお答えを踏まえていうと、宮田さん経由で奥尻町に話が行く、ということでしたか。

宮田氏：

復興基金条例というのは、基本的に、企画係が所管してましたので、公式な手続は、おそらく、道庁から檜山支庁の振興課企画係に流れて、そこから各関係町村に流れていくというのが、公式ルートだと思います。

ただ私の記憶を辿ると、災害復興対策室の主査から毎日のように電話が来て、「A町の条例のここがおかしい」、「『てにをは』が、ちょっとおかしいんじゃないか、お前ちゃんと見たのか」ということを、四六時中言われていた記憶があって、私も絡んでいたけれども、それも、言うことが、「てにをは」

の本当につまらないことを言ってくるものですから、もう居留守を使って、出なかったこともあるのですが、要するに基本的には、地方自治法で、市町村は基金を設置することができて、それを条例で設置しなければならない、と言っている²⁹⁾。条例で設置するとき、市町村の人が独力で条例を作れるか、というと、作れるわけがないですよ。必要な要素は何か、ということから始まって、そのゼロからの作業を各市町村がやるって、逆に無駄な話で、逆に何が必要なのか、というひな型を、当時は、国の方でもですね、厚生省なら厚生省のひな型、建設省なら建設省のひな型とか、地方分権以前は、そういう、「準ずるもの」というのが当然、出ていたし、それに基づいて、市町村が条例を制定していました。

ということで、道庁の方でも、今度は、自治事務ですから、本庁の方で作るのではなくて、市町村が作るんですけども、その一部分に関しては道庁の方で、基本的なひな型的なものを作って、参考で市町村にお示して、

あとは、市町村で校正的な部分はする。ただ、条例自体は、市町村の事務のことしか書かれませんが、市町村によって、そのスタイルが変わってくることはあまりないですね。

ただ、当時は地方分権以前、地方分権推進法³⁰⁾ができる以前ですから、国も道も、準則は、あらゆるものについて示していたような記憶があります。

竹田（恒）：

当時はそうでしたよね。それが、少なくとも建前上は、そうであってはいけないのだ、という時代になったときに、そのような“事実上の関与”がどう評価されるのか、というのは難しい問題があると考えます。

宮田氏：

地方分権一括法ができて、地方自治体にはキャパシティーがあるから、そんなに変わるわけではなくて³¹⁾、そのときに、準則的なものがあつた方が合理的なのであれば、私は



あった方が良くと思っています。私が役場職員だったら、例えば、セクションが変わって、今まで慣れ親しんでいた業務から全く違う業務に移ったときに、いきなり基金条例を作れと言われたって、私、どんなにあがいたとしても、作れないですよ。無理ですよ。「地方分権だから、それは、自治体で作らないとだめでしょ、おかしいんじゃない」と言われたって、できないものはできないです。だから、お互いに効率的に仕事をするんだったら、指導・助言はできるんですね、今、地方自治法で定めている技術的助言で、従前の準則に適えるような、アドバイスはしているんじゃないかな、とは思っています。

竹田 (恒) :
情報提供とか。

宮田氏 :
そんな感じで思っていますけども。もう現役から離れていて、ちょっと年数も経っているので、それが実際はどうなっているのかは、今は、分かりません。

竹田 (恒) :
地方自治法としては、この問題は重要な論点で、それを町村会がやるべきだ、という指摘も考えられます。

宮田氏 :
実は、私、町村会³²⁾の法務支援室というところにいてですね、やっていたんです。法務支援室長というのをやっていて、要するに、自治体で、何が一番困るかといったら、財政力がなくて、法務的な知識というのが全くない〔ことです〕。道庁みたいに法制文書課という課があるわけではないですから。それで総務課にいたっては、議会事務局もやらなきゃならない、それから監査委員事務局もやらなきゃならない。地方自治法の各執行機

関の事務とかを全部総務課がやる減茶苦茶な話になっているんですね。〔一方で〕監査委員事務局をやって、〔他方で〕監査を受ける立場にもなって、そんなの利益相反なんじゃないかと思えるくらい無茶苦茶な組織なんですよ。それぐらいスーパーマンというか、役場の総務課というのはスーパーマンなんですけど、いくらスーパーマンでも、分からないことは分からないし、できないことはできないんです。そこを、現実を無視して、地方分権だという建前だけで大声張り上げたって、世の中何も変わらないんじゃないかというのが私の考え方です。それだったら、地方分権でそういう建前を通すんだったら、市町村の体制をきちんと整備するとか、何かのお手伝いをしてくれた上で、分権一括法を描いて実行に移すのなら良いですけど、法律だけ先に走って、後から付いてこいと言われても、付いていけないものは付いていけないですね。

竹田 (恒) :
地方自治法で、ちょっと話がずれすぎました。

しかし、実は関係するのですけれども、別の方のご質問で、これは、竹田彰さんに伺った方が良いのかと思います。〔当時、奥尻町には〕法務局はあったのでしょうか、国の出先である国交省北海道開発局〔の機関〕がなくて、困ったこと、良かったこと、というのはありますか、というご質問です。

竹田彰氏 (元・奥尻町職員、奥尻町災害復興対策室調整課企画係長、以下、竹田彰氏) :

当時ですね、1993年にはまだ、北海道開発庁³³⁾がありました。だから、函館開発建設部ですね。北海道開発庁があったことによってですね、どういうことが起きたか、というと、今の港湾、地方港湾なんですけど、奥尻港湾にですね、いち早くサルベージ船をもってきたのは開発建設部なんですよ。そして、

そこでもって、北海道や奥尻町など皆で協議しよう、という声かけなんかは、開発庁の人がやってくれてね、そこでもっていろいろ情報交換をしたという経緯があります。

そして例えば、漁港内、青苗漁港内は函館開発建設部の所管なんですよ。そして、遺体捜査なんかをですね、「私たち（開発庁）がやりますので、奥尻町の経費は要らないです」ということです。災害救助法でもって、遺体捜査の経費は、救助法の対象なんですけれども、「それは要らないです、私たちがやりますよ」とか、そういうやりとりをやったんですよね。もの凄く良かったです。一番最初ですね、ハードな事業を、予算を組んで重機を動かす、というのは開発建設部なんですよ。だから、青苗漁港で重機が動く、というのは、被災者にとっては、すごく安心感が持てるんですね。いち早く、人間も、重機も動いてくれる。この力は、すごくパワーを与えてくれます。「黙って、お前ら何もやらないんじゃないか！」と、こういうこと言われなくて、あそこでちゃんと重機が動いている、あそこで人間が動いている、そういう現実を見ると、もう、被災者は、こういう面を見て安心感をもつんだな、ということ、僕自身、感じました。

だから、そういう意味では、開発建設部じゃなくて、北海道開発庁は、すごく良かったなと思います。そうしてなおかつですね、国の機関だから、予算がどう動くか分からないけれど、飛行機を飛ばす、と言って、航空写真をボンと撮りますね。その写真が、僕らの目の前に来ると、それだけでも全然違いますね。島のなかには、こうなっているのだとか、上からみた写真がいち早く、僕らの目の前にきて、町長も見て、「こういう事業をどうたらこうたら」とか、そういう議論になっていきます。だから、北海道開発庁は、本当に残って欲しかったな、と今でも思っていますね。変な言い方だけけど…。

（フロアから）乙川信次氏（元法務局職員、北海道南西沖地震後に函館地方法務局奥尻出張所に勤務。以下、乙川氏）：

質問の趣旨がですね、先ほど北海道庁から派遣された方々が、超法規的なことをいっぱいやってくれた、というのが、地域住民、被災者の方のためになった、というのは非常に分かったんですよ。それだけだと、国の機関って何があったの、ということちょっと聴きたかったんで、竹田彰さんが大変ご存じだろうと思ったので、聴いてみました。

竹田彰氏：

国の機関は、もちろん一生懸命ですよ。全然、話にならないですね。今まで僕ら接点はないんだけど、島だから、漁港とか、港湾よりしか施設がないのですが、法務局サイドだとか、変な言い方かもしれませんが、そっちの方も、どっかから分かんないけど、とにかく助けるようなものがね、ドンドンドンドン来ましたね。

特に今の用地処理なんかでも、町はお手上げしているんだけど、法務局に相談したら、いち早く動いてくれました。日本人の気質というか、大きなことを言うんだけど、すごく頼りになる、協力し合う、そういうものが凄くありました。行政もね、縦割り社会だとか何だとか言うんだけど、いざとなればね、全然、密に縦・横繋がりますよ。そのようなことを肌で感じましたね。

竹田（恒）：

ただ今のご質問の趣旨というのは、むしろ、北海道庁に比べて、国が何でもやった、ということだった、ということですかね。ありがとうございました。

次の質問は、神谷さんでしょうか。あ、渡部さん、どうぞ。

渡部和正氏(元・北海道職員, 奥尻町災害復興対策室長。以下, 渡部氏):

超法規と言われていたんですかね…。一応, 法律の許す範囲のなかで動いているつもりではいるんですけど。

今のお役人さんは, 行間を読まないようですね。行と行の間のスキマってあると思うんですけど。自分の腹を括ってやる, というところがありませんね。また上司も, それをやらせていないんじゃないかと思うんです。それなら, 現場優先でやって良いというふうにした方が, もっと面白いことができるのかな, と思うのですが…。

先ほども, 定池さんから, 厚真の話をお聴きです。実は, 僕の知っている若いのがいるので, どうなの, と聞いてみたところ, 限られた予算のなかでしか動けない, 災害の発生時期が9月だったためにストーブとクーラーとどっちが良いかとか, 網戸は必要なかとか, 避難期間が不明なので, とりあえずの経費として収めるとのこと。奥尻の場合には, 夏だったので, ストーブやエアコンの話はな

かったと記憶しています。但し, 仮設住宅から出るときに, 三種の神器(洗濯機, 冷蔵庫, テレビ)と, あと何が付いたんだっけ…。

竹田彰氏:

自分の家に持って行って良いよ, ということですね。

渡部氏:

予算ではなく, 寄付されるような形でやっていた。

竹田彰氏:

自分の家に持って行って良い, ということがありました。だから, 冷蔵庫だとか, テレビだとか, そういうものも持って行って良いよ, と。本当は, 仮設住宅に付いたものだから, 置いていきなさい, ということなんですけど, 持って行って良いよ, ということですね。

あと, まあ, ちょっと話が違いますが, 国の役人というか, 議員というか, の関係なんだけれど…。



当時、現地に大臣が来ますね、そうすると取り巻きの人たちがたくさんいます。その中には、官僚でない人もいます。例えば、財団法人の方々も何人もメンバーにいます。そうするとね、直接、僕はその場にいたんだけど、「お前のところでこれやれるか」と大臣が指すんですよ。「はい、やります」と。「[そうすると]1ヶ月後に図面が出てくるんです。うちの町長が陳情に行きますね、そうすると、「お前よく来たな」と。そして、大蔵省（当時）の官僚をちょっと呼んで、「お前、こういうの聞いてやれや」とか、そういうことで、僕、鞆持ちで行っているんですよ。それで、向こうで人脈というのかな、繋がるんですよ。だから、町長が次に行くときには、まっすぐ大蔵省に行くんですね。そういう時代だったんですね。

定池祐季先生（東北大学災害科学国際研究所助教。以下、定池先生）：

あまり表に出ないけれども、県が親切だったとか、国が親切だったという話は、いろんな被災地で、テクニカルな部分も含めてけっこう伝わっています。渡部さんのお言葉を借りると、法律の許す範囲での支援というところの「許す」対策だったりとか、どこまで線を引くかという加減の部分で、いろいろしていて、奥尻のときは、竹田さんは特に道の人が近かったから、道とおっしゃっていましたが、奥尻島内で斜面崩落が何カ所も発生して、とても丁寧に入ってくれていた国の担当者がいた、という話も聞いています。

基本的には、国、道、あと政治家も、寄り添う方々が多いと聞いています。

竹田（恒）：

定池先生に伺います。今の点を踏まえると、胆振東部だと、その親切さが、特定の行政機関には足りない、ということでしょうか。

定池先生：

胆振東部地震では、総務省の対口支援で、最初の1ヶ月間、青森から新潟までの範囲のブロックで応援が入りました。応援県は、各地に支援に行ったり災害対応されている優秀な方々が被災地に入って、先ほど宮田さんがされていたような、パッと見て、「この辺困っているんじゃないか」というようなことを汲み取って、対処してくださるような方を私も目にしていたので、他県の印象がとても良かったというのもあると思います。それと比べると、道から来られている方は、必ずしも支援慣れしている方々ではなかったですし、例えば、派遣職員の役割がかなり固定されていて、人手が足りない部署の手伝いをしたら「本来の派遣用務ではないから」と人手が足りている担当に戻されるなど、支援の範囲が非常に狭かった部分もあったと聞いています。もし、宮田さんや神谷さん、渡部さんのような心持ちの方が来て下さったとしても、臨機応変な対応、地元へ寄り添った対応をしたくてもできない方々もいたのではないかと考えております。

竹田（恒）：

次の質問は、神谷さんに伺うのが良いのかと思います。「復興計画の早期実施のためには用地の確定が重要だと思います。そのなかで、対象地の全地町有化の方策は特筆すべきことではないかと思いますが、計画策定の実施において、何かご苦労なされたことがおありでしょうか」という質問です。

神谷裕一氏（元・北海道職員、奥尻町災害復興対策室用地課長。以下、神谷氏）：

それは竹田さんの方が詳しいかと。私は、計画策定の方はしていません。

竹田彰氏：

先ほど神谷さんの方からですね、相続者で

50人だとか、そういう人数があったんですけども、例えばね、2万5千円で、坪あたり2万3千円で、15坪の用地買収なんだけど、ここに30人くらいの相続者がいるんです。この30人の相続を経費換算すると、100万以上かかる、みんなほとんど島外の人たちなんで、計算上は不条理なかたちになりますね。でも、やらざるを得ないので、最初から分かっていたんですが、「ゴー・サインでやりなさい」ということでやったのです。

なかにはね、今までね、親から孫まで、トラブルが起きたときにね、行政の力で解決になり、良かったねと言ってくれた人もいました。それと、やっぱり、先に売買というのがあるんだけど、実際に仮設住宅に行くと、「良いよ、判は押すけど、俺は、一番良いところを寄越せ」だとか、こういうものが各論でたくさん出てきます。「俺は商売をやっているから、100人来るところに、必ず俺を真ん中におけ」だとか、変な言い方だけど、こういう本音の部分でやりとりできる、というのも、すごく辛い部分がありますね。でも、行政担当者となれば、そういうのも、やっぱりやっていかないとならないんだけど、僕も3年間、被災して仮設住宅にいたんだけど、行政から見るとですね、被災者として見る目と、ちょっと僕の方から言うのは変になるんだけど、被災者って凄く甘えるところもあるし、お金が絡んでくると、駆け引きの部分もあるし、いろいろなものが起こります。こういうもんなってのは、マスコミも、学者の方も、なかなか表に出してくれないんです。

胆振の方でもね、役場の職員だとか相当に辛いなと思いますよ。それから、東北なんかでもね、役場の職員がね、被災地では、凄くメンタルがやられるというのもよく分かります。用地を処理するというのは、もの凄いエネルギーと、苦しみが、すごくありますね。そういうのに携わってないから、なおさら、そうです。だけど、基本的にね、被災者の人

も、やっぱり、ふるさと、俺らのために、奥尻のために、ということで、協力はほとんどしてくれます。協力してくれないのは、お金に困っている人だとか、島外者とか、いろいろな人がいます。孫の代になってですね、奥尻のことを全然知らないという人も相続者になる人もいます。そういう人の中には、いろいろね、変なことを言う人もいたりして、用地買収の神谷さんたちは、苦勞をしたと思いますね。僕も、何軒か用地買収で、島の外に行ったんですけど、やっぱりお金が絡めば、「こんな安い」、都会に住めば、「もう、めっちゃ安い」というんですよ。「こんな安い土地に判を押せるか」と言われたりして、そういうこともありました。余談ですけど。

乙川氏：

災害復興に関わる下町や裏町、団地などの造成地、全部を町有地化して、町有地としたうえで、一度合筆をして分筆をし直す、ということで、土地の筆界の確定をかけていった、という経過が、実は奥尻にはあるんですね。

なぜ、私がそういう話をしたいかというのと、全地買収をして、合筆をしたからこそ、境界の問題が防げたんですよ。というのは、阪神淡路でも、東北でも、用地確定が進まないの、災害復旧が進まないんですね。奥尻の場合には、全地買収をかけた、と。全地買収の前は、はっきり言って、境界は分かんなかったんですね。現況で買います、と。現況で買って、それを全部合筆して、分筆して切り直して、境界を確定してやった。実は、奥尻の青苗地区の青苗岬に一等三角点³⁴⁾があるんですね。それが2m60cm動いているんです。藻内といって、空港のもっと上の方に、藻内の三等三角点があって、それは、2m70cm動いているんですって。ということは、土地が全部ずれているんです。隣の境界との境、境界問題は、ものすごいある。それを良くぞ、全地買収という腹を括った方針を立てたな、

と。先ほども、基調報告から、それから、パネラーの方の道路のこととか、計画策定の話とか、いろいろ伺ってね、本当のところ、良く苦労しながらも、そういう方針を立ててくれたな、というのが、本当に地域住民にとっても、災害復興の面で、5年で復興宣言をした、という奥尻町の素晴らしいスピード感があったんじゃないかなと思っています。復興をやっていく上で、用地問題というのが、先ほど用地買収の苦労の話が神谷さんからもありましたし、竹田さんからもありましたけれども、もの凄く大変だったと思うんですけども、やはり、境界問題というものを、いかに防いで、復興に繋げていくか、というところが、やはり、これからの行政なり、または、特に土地ですから、土地の所有権という縛りがありますので、民法との兼ね合いが十分にありますので、その辺との、非常にシビアな問題じゃないかなと思っています。

竹田彰氏：

全地買収については、全くそのとおりなんですよ。とにかく、全地買収で行こう、ということですね。なぜかという、一番最初に災害が起きた場合にね、当時国土庁の区画整理事業³⁵⁾が入ってくるんです。区画整理事業です。田舎の人だから、減歩だとかね、換地だとかね、寄付だとか、こういうのにもう全く慣れていないし、こういう区画整理事業なんかをやると、とんでもないことになるので、全地買収しかないだろう、と。

全地買収の良さもあるんだけど、金目ですね。そのときに、町長や室長とかと相談したときに、復興基金の項目の中に入れてたんですね。売買して、お金が入ってきて、渡すときに、基金に戻す方法です。とりあえずは、復興基金を使って、ドンドンドンドン買って行って、全地買収になったわけです。だから、変な言い方だけど、お金の目処が付いた、というのが、一つの理由です。あと、やっぱり、

土地問題は、そういうことで解決しないかぎり、絶対、事業をやってはいけないことです。これも、また、一つの大きな理由です。

竹田（恒）：

今の点に関してですが、復興基金条例の中で助成項目がいろいろあります。そのなかで、漁業集落環境整備事業³⁶⁾、防災集団移転促進事業のための土地取得というのを1つ項目として入れていますね。

これは、それこそ先行取得のためのものですよね。

竹田彰氏：

4億6千万円ですよ。当時のお金です。大した額じゃないんだけど。

渡部氏：

基本的にですね、先ほどの地籍では買えない。もう土地が動いちゃっているんですよ。88cm沈んで、動いていますから、これを測量してやっていたら、もう夜が明けないんですよ。「もうとっとと地積で腹を括って買っちゃおう」というのがですね、当時、町長とか、僕とか、彰とかもですね、けっこう乱暴な人間だったんでしょうね。でも、それは間違っていないと思うんですね。別に（誰も）損しないだろう、と。そんなところですね。

乙川氏：

全地買収をやらなければ、特定できなかったと思います。

渡部氏：

普通はね。

竹田彰氏：

でもね、やっぱり区画整理事業だから、上級官庁とすれば、国土交通省、当時の国土庁がけっこう角を立ててね。なぜうちの事業を

やらないんだみたいな。確かにありましたね。

乙川氏：

当時は、出先がなかったから良かった。出先があると、また大変だ、と。

竹田彰氏：

でも、そのときでも、やっぱり道庁の方で頑張ってくれましたね。

竹田 (恒)：

当時、被害住宅の判定、全壊や半壊とかの判定をされたのは。

(フロアから) 奥村篤氏 (不動産鑑定士、札幌地方裁判所競売評価人候補者など。以下、奥村氏)：

不動産鑑定士の奥村と申します。日常業務として、用地買収の関係と、あと、震災後の被害住宅調査をしております。厚真町と北広島市の被害住宅の調査をしております。竹田先生のパワーポイント59番目のスライドのところですけれども、当時ですね、全壊・半壊判定になった住宅が、100%の助成率で限度額が700万円ですが、一方ですね、一部損壊の場合は、助成率2分の1で、かつ限度額が200万円、これ、かなり差があると思うんですけど、判定基準については、現在ですと内閣府の基準があって明確なのですが、当時、どのように判定したのかな、というのがちょっと気になります。

竹田彰氏：

行政の方にですね、今で言う判定士³⁷⁾という、そういう制度がなかったし、そういう人間もいないし、じゃ、どうしようか、ということで。とにかく判定は早く上げなさい、というのが、上からの命令なんで、全壊・半壊というのは、サンプルを見てですね、うちの方では、税務課、町税を計算する税務課の

職員の方が良いだろう、ということで、税務課の職員を動かして、全戸を回って判定をした、という経緯があります。やっぱり全壊というのはどういうものなのか、もちろん、半壊というのはどういうものか、一部損壊というのはどういうものかというのは、ちゃんとマニュアルを作って、動いております³⁸⁾。ただ、今みたいに、判定士というものは、当時はなかったです。基本的には、全壊では(問題になら)なかったと思うんだけど、問題になるのは、やっぱり、半壊と一部損壊が、かなり当時から問題になってね。半壊というのは、全壊に近い半壊もあるんで、僕が見てね、かなり住民の人たちからクレームが来たんだけど、訂正もけっこうしています。逆に言うと、「あ、これだったらもう全壊だな」と。半壊と一度判定をしていても、また再度行って、「これだったら、もう全壊にしよう」と。もちろん、そういう、何と云うのかな、住民サイドの意向の方に近づけるような、あまりトラブルを起こさないようなかたちでもって、やっていった経緯もあります。だから、一部損壊を半壊に上げたり、そういうのもあります。というのは、地震被害だから、1ヶ月後や2ヶ月後にはかなり動くんですよ。沈みだとか、歪みだとか、そういうのが。角度がちょっと動くだけで、もう全然生活できないような人も出てきて…。

定池先生：

余震も多かったですよ。

竹田彰氏：

うん、そうなんです。余震もすごく、ずっと1ヶ月2ヶ月続いて、もうそのうち、「俺の家は、一部損壊だけれど、それどころではないからもう1回見に来い」と言われて、「はい、はい」って見に行くと、「これは、一部損壊ではないな」と、「半壊だな」と。要するに、住民、被災サイドの方を優先させた、

というものなんです。

奥村氏：

分かりました。ありがとうございます。

竹田（恒）：

奥村さんのご質問には、もう1点ありました。「災害地、災害にあった土地の用地買収の考え方」というのは、どういうご主旨でしょうか。

奥村氏：

これも、今のお話のなかで、大分私もお聞きしたんですが、改めてちょっと復習を兼ねまして、竹田先生のお作りになったパワポ49頁で、先ほどからお話しがある土地の単価ですね、平米あたり6,960円ということで。平成8年のときの役場の近くの住宅地の値段を調べたんですが、それは当時北海道が発表した地価調査鑑定価格で、6,400円くらいなので、ほぼ当時の価格としては、差し支えない価格なのかな、というふうに感じました。

知りたいのは、行政側の妥協点といいますか、被災者との歩み寄り方なんです。質問の理由というのが、パワーポイントの下の方に、団地の価格が付いていますね、それが2,500円ぐらいなんです。これを70坪ぐらいでかけ算しますと、大体50,60万とか、そういうかたちになってくると思うんですが、そうすると、倍半分以上値段が違うので、そこらへんを見ていたのかな、という私の勝手な妄想と、用地取得費の限度額が2分の1という規定が、パワーポイントに出てまして、そこら辺とすり合うような気もしたんですけども、ちょっとテクニカルな気がしまして、そこら辺の用地買収の解決の方法といいますか、当時の考え方をご教示いただければ、と思ひまして、質問させていただきました。

竹田彰氏：

6,960円というのは、宅地なんです。そしてですね、青苗5区と書いてありますね、竹田先生のレジュメ51頁、ここも集団移転のところなんですけど、宅地です。一番下の方のA団地だとか、その次の望洋台団地というのはですね、地籍も現況も原野なんです。だから、奥尻の中では、やっぱり宅地と原野ってのは、けっこう差があって、ほとんどテクニカル的なものは使っていないです。評価調書をきっちり作って、単価設定をしているんですけど、やっぱり宅地か、雑種地か、原野か、これで、大分違うようになっています。この売買事例もね、基本的に売買事例なんですけど、原野で売買すると、もの凄く値段が低く売買しているんですね。そういう意味では、単価設定については、被災者寄りの単価設定というよりも、きっちりと評価調書のなかでこれ、補助金事業なので、評価調書をきっちり作らないとならない、という前提があるので、ちゃんとした計算のなかで、作ったんです。

奥村氏：

ということは、これは、造成前の土地の値段と比較するという手法。

竹田彰氏：

造成前ですね。うちは、売買は一緒なんですけど、造成前も造成後も、同じ価格でやれ、という感じなんですけど、評価調書は、造成前ですね。造成前のやり方でやっています。

奥村氏：

分かりました。ありがとうございます。

竹田彰氏：

だから、僕の方で説明でね、いろんなハード面を整理するんだから、町の方で規則的には単価を安くしていきたいと言ったら、「何！」と言われた、ということがあります。

竹田 (恒) :

次のご質問です。これは、誰か知見のある方がいらっしゃれば、ということなのですけれども。

こういうことです。いわゆる経済的インセンティブを利用した様々な行政手法の展開がありえて、たとえば最近の例ではエコカー減税があります。

今後、長期的観点から、各種被災リスクの高い地区に居住しない、という制度づくりが望ましいのであれば、該当地域のリスクの度合いを反映した固定資産税的なものを長期間かけて、段階的に増税していく、最終的に高リスク地域の住民またはその子孫が、そこからの移住を選択するよう誘導する、という案が有効と言われるが、このような案の推進について、留意すべき点にはどのような点があるか、というなかなか難しいなというご質問です。

竹田 (恒) :

まず私から答えます。経済的インセンティブを使えないようにさせる、という、国あるいは地方自治体が使わないようにする、というのは、今の法理論としては難しいと考えます。

第1に、これが税だという前提をとったときに、その税を負担する人の担税力をどう評価するか、という論点があり得るでしょう。場所にもよりますが、災害リスクが高い場所の土地を持っている人の土地は、むしろ評価額が低くなるのではないのでしょうか。その評価額の低い土地をもっている人の担税力を考えたときには、通常、税額は低くなるはずだと思うんです。逆に、税額を高くすることになるのであれば、それを支持できるだけの法的な根拠を作ることができるのだろうか、と考えています。

定池先生 :

ちょっとずれるかもしれませんが、たとえば、徳島県には特定活断層の条例、「南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」というのがあります³⁹⁾。特定活断層調査区域は、事業者が活断層の調査を行わなければいけない、新築等をする場合に、活断層の調査を行って、直上は避けなきゃいけない、というような条例です。まず、作るのは規制するとか、そこにきちんと責任を持ちなさいよ、という仕組みを作っています。あとは、今、和歌山などの南海トラフ巨大地震・津波に備える地域で取り組まれているのが、事前復興のまちづくりです⁴⁰⁾。長期的なまちづくりのなかで、公共施設の建て替えのときに、高台に持って行って、住宅地を長期的に誘導していくようなやり方をしています。北海道だと、白糠町は、小中学校の建て替えのときに、高台に新築しています⁴¹⁾。そのような例も北海道ではすでに出てきていて、インセンティブという言い方が適切かどうかというのは分からないのですが、安全な場所に住むと良いよという方向と、危険な可能性のある場所に何かを作ろうとするときには、それ相応のことをしなきゃいけないよ、という両面での仕組みが進んできています。

竹田彰氏 :

事前復興だとか、手法とか、そういう考え方は、もの凄く理解します。ただ、実際に、災害を受けて、こういう売買とかになったら、行政マンとしてね、「公平」というのが出てくるんですよ。不公平とか公平とかいう言葉を使われると、もの凄くね、こちらの方は反応するんですよ。だから、単価一つでもね、本当はね、「こっちの方が、俺は今まで親父の代から、漁師の税金をね、ずっと高く払ってきた」と、「何だ、変な先っぽの所と同じ値段なんだ」と言われたこともあるんですけど、そこをね、公平という言葉でいかないと、なかなか突き破れない。特に100人、200人集

まったなかでね、こっちの価格とこっちの価格が違うんだとなると、「何！」となるんですよ。また、「同じ被災地じゃないか、なんでそこで差をつけるのだ」とか、もろもろでてきます。

一例を言うと、仮設住宅に入るのに、弱者優先という言葉があります。弱者優先、その言葉を持っていったのですよ。「独居老人、乳幼児の世帯、だから、こちらの方を先に入居させたい」と。「何だ！」と、「この人はね、家族5人のうち、4人死んだんだ」と、「この人が最大の弱者じゃないか」と言われるんですよ。何と言いますかね、何か分からないけど、「公平」というのが、すごく災害のときには、意味が分からないことになっていきますね。それに、行政は、すごく反応しちゃいます。ガジャガジャした言い方なんだけれども、分かりますか。

竹田（恒）：

多分、ひとつのマジックワードになっちゃって、「公平」という言葉を出されると、どれとどれを比較して公平とっているのか、分からなくなってくる、ということがあると思うのですよね。

竹田彰氏：

やっぱり人の考え方だから、10人いれば10人の考え方なんで、それも皆、税金を払っているんじゃないとか、弱者という言い方も、僕らも、やっていく方としては、本当に、「いずい」言葉です。独居老人、乳幼児、それから妊娠している人、高齢世帯、基本的にこういう人を弱者というのか、という、そういうレッテルを貼っちゃうわけですからね。母子家庭だとか…。

竹田（恒）：

「いずい」というのは、喉に刺さった魚の棘が抜けないのはなんか嫌だ、という感じで

しょうか。

竹田彰氏：

皆さんに、「仮設住宅ね、あと2週間後には、こちらの方には、何十戸建てますから、だから、ほんのちょっとだけ待って下さい」と言っても、ダメなんです。こういうことを言ってくる人もいますね。だけれど、なかには、「いや、もう待ちましようや、あんた、そんなことを言ったってね、ほんの少し1週間か2週間経てば、また新しい仮設住宅が建つんだから、待ちましよう」と言ってくれる人がいると、ホッとしますね。住民説明会って、そういうやり取りです。文句ある人は、手を挙げてね、マイクを持って、ガンガンと来るんです。あたかも、そういう人たちが、100人、200人の中に多いと見えるのです。でも個別に仮設住宅に行くと、「いやー、あの人は、こういうことを喋ったけれど、私は反対です」とか、「私はあの人には付いていけない」とか言っているのです。その場にマスコミがいたりね、町長がいたりすれば、マイクをもって、ガッーと文句を言う人っているんです。また、そういう人たちに流される人もいます。集団心理というのですね。だけれど、冷静に各論に入っていくと、「100%じゃないよ、70%ぐらいでいきましょうね」と言って妥協させていくというのが、僕らのやり方というのかな、そういう考えで進んでいきましたね。

（フロアから）質問者：

質問した者なのですけれども、質問には、免災、災害を免れるという言葉を書きました。私が考えると、防災とか、減災よりも、免災というのを長期的に考えなければいけない。ということで、今の税制とか、いろいろな仕組みのなかで、土地の価値が低いところの方に、高い課税をする、と、今はできないわけですね。ただ、本来、価値がないものに税を

払う必要がない方に、どうやってそこに住み続けることのリスクだとか、あなたがそこに住み続けることで、他の日本国民が、ずっとあなたが災害に遭う度に、公平性の中で支援して行き続けなきゃいけないんですよ、ということを理解してもらうためには、そういうリスクの高いところに住んでいる方が、自発的に、やっぱりここに住むのが、自分のためにも社会のためにも望ましくないと行って、すぐには出て行けないけれども、皆で安心して住めるところに住もうって考えてもらう。

また、国全体としても、いろいろなインフラの、これから人口減社会のなかでですね、インフラの問題があるなかで、コンパクトシティなど、そういったことを総合的に考えていかないといけないなかで、そういう新たな仕組み作りが必要じゃないか、と。

そのためには、例えば、建て直した家に住んでいる人、今も居て、その人に危険だから退去して下さいと言って、口では言えるけれど、法的には退去してもらえないわけですから、その方、今住んでいる人に、住みたいのであれば、住み続けても良いけれども、長い観点で、いろいろ準備して、自分の子どもの代でも良いから、徐々に安心安全なところに住んでもらいたいというふうに、誘導、インセンティブというかですね、誘導するための制度作りができないか、ということを提案したので、今、話しを伺ったかぎりでは、できないと思うのですが、もっとスムーズにそういうことができる方法があれば、教えてもらいたいし、私としては、そういった制度、自ら撤去してもらおうような誘導が良いのかなと思って提案したので、何か意見をお聞きできれば、ということを書いたのです。

定池先生：

ありがとうございます。がけ地で言うと、急傾斜地の法律の中で、急傾斜地崩壊危険区

域が設定されると、居住の制限というのがかかるので、そこから出て行ってください、ということではできないですけれども、新しく作ることは制限がかかる、ということはありません⁴²⁾。ただ、その前に指定をするところでのハードルがある、というのが現状ですね。おっしゃるところの、少し補足をさせていただくと、被災をすると皆が負担を負わないといけない、というのもあるけれども、まず、あなたの命が奪われることを避けたいんだよ、という前提を共有する必要があるように思います。被災したどこかの地域のために、自分の給料から税金が引かれちゃうみたいな感じになっちゃうと、「お互い様」ではなくて、「あなたが被災したせいで」みたいな感覚になってしまい、お互いしんどくなるので、皆で助かることが、皆でハッピーになることだよ、というポジティブな呼びかけの方が良いんだなと、そういった感想を持ちました。

竹田彰氏：

今の法律で、たとえば、ここが危険区域だよかと、そういう縛りというか、縛りをいれた場合、そこにはもう自分の土地であっても、家を建てられない、とか、今、これぐらいなのですが、これでもダメだということですか。

質問者：

がけ崩れでも、水害でも、地震でも、住む地域に、そういったことを制限していける、というのは、ご指摘のとおり、今ありますけれども、今問題なのは、また噴火が起きるでしょう、前よりも酷い噴火かもしれないんだよ、というのに、噴火が起きるかもしれないのに、たまたま20年何前は被害が少なかったからって言って、また住み続けてるような人もあるわけですね。やっぱり、そういった人…、噴火にしろ、水害にしろ、地震にしろ、津波にしろ、やっぱり今住みたいという気持ち、今住んでいるところを離れたくないとい

ました。最後に、パネリストの皆さんから、
どういうことをお考えになられたか、お伺い
できれば、と思います。

渡部さんからお願いします。

渡部氏：

災害に関わりあった方からのご説明をいた
だいたのですが、やり方はいろいろあるのだ、
という感じがします。今のご質問もですね、
どこを、どの箇所を危険地域にするのか、と
いうことについては、誰かが判断しなくちゃ
ならない、ということです。どういうことを
しなければならぬのか、もっと勉強しない
といけないのですが、お役所はできないです
から、学術の側の人たちが意見として出して、
それを法的にどうカバーしていくかというこ
ろじゃないですかね。

今日は、私のような拙い話しを聞いていた
だきまして、ありがとうございます。また、
今後とも、私の本分でありますリサイクルに
ついて、是非、各町村に廃棄物にしない努力
をしていただきたい、というふうに思ってい
ますので、よろしくお願いします。

宮田氏：

宮田です。私は災害初期の初動体制につい
てお話しをさせていただきましたが、もう26
年前の話で、私の記憶が定かなくて、イン
ターネットとか、いろいろなもので記憶を
掘り起こして、ああ、そうだったかなとか、
こうじゃなかったかな、というような推測も
含めて、思い起こしをしていたところなの
ですが、渡部室長ですとか、竹田さんの記憶が
ですね、やはり鮮明で、すごいなというふう
に思ったところです。それで、災害というの
はやはり、その時その時の時代だとか、ある
いは、いろいろなものの使われ方によって、
いろいろなかたち・フェーズが出てくると思
うのですけれども、最後には、地域住民のた
めに、何が一番大事なのかということをし

ちり考えることが、一番大事なんだろうと思
います。そのために何をするか、ということ、
何をするか後に、じゃあ、どんな手段があ
るか、と逆に考えていかないと、制度が作ら
れてしまうと何もできなくなるな、という思
いはありまして、そういう意識は、逆に、国
の職員の方が強いんじゃないかな、と僕は思
っています。間に入っている都道府県職員は、
逆にその宙ぶらりんなことが多いのかな、と、
私はOBなんですけれども、道庁の方がいた
ら怒られるんですけども、最近そんな意識
にあるのかなということをお伺いしたこと
もありましたけれども、今日は、大変良い勉強
になりました。どうもありがとうございました。

神谷氏：

神谷です。奥尻の用地処理ですが、青苗の
市街地については、道道の敷地を除き、すべ
て町有地にする必要があります、このため相続
処理、財産管理人の選任や、抵当権等の抹消を
行い、平成7年度までに全て終了し、個々の
事務処理については、今までの仕事の延長と
してすることができました。

ただ、期限までに終わらせるために、北海
道で定められた規則や要領等から少し逸脱し
た部分もありました。私たちの仕事が、奥尻
町のお役にたてたのであれば幸いですと思っ
ています。

以上です。

竹田彰氏：

今日はどうもいろいろありがとうございました。
私はこの前ですね、防災教育というこ
とで、小学校の方に行って、毎年なんですけ
ど、訓練、災害訓練をするんですけど、防災
訓練というのは、皆がね、これから大人にな
っても、お父さんお母さんになっても、おじ
いちゃんおばあちゃんになっても、死ぬまで、
この災害訓練って続くのだよ、と。そして、

この訓練は本当に大事だから、皆も頭に入れておいてね、命は本当に大事だよ、ということも毎年言っています。毎年ですね、4月に、函館ラサール高校の新入生が来るんですけど、この1年生の新入生150人ぐらいなんですけれども、ここ10年くらい毎年奥尻に来ています。そのときに言う言葉がですね、今みたいに命を大事にしないで、ということ、訓練を大事にしないで、ということ、それから、今は実際に仮設住宅というものは、どういうものなのか、ということも言います。それと、避難所に一日だけいたら、どういう状態が起きるか、という、そういうことでもって訓練もさせます。小学校の子どもたちには、訓練は小さいときに、身体で覚えた訓練は、すごく大人まで、なんと言いますかね、大事にしていく、というのが、僕はここ20年ぐらいやってきて、つくづくそう思っています。だから、防災訓練とか、災害訓練は、本当にこれから技術・機械が変わって、ドンドンドンドンというふうになっていくか分からないけど、本当に大事だということを、これからも言い続けていこうかなと思っております。今日は、本当にありがとうございました。

定池先生：

私は最初こういう趣旨だと伺っておりました。「本シンポジウムでは、復旧・復興時にその任に当たった元復興対策室のスタッフ（職員）などをパネリストとしてお招きして、奥尻町の復旧・復興の行政過程、特に青苗地区の土地整備や高台移転事業の具体的な行政過程と問題点をあぶり出す。本シンポジウムでは、復旧・復興の現場の生の声（文書化することが困難な裏話や苦労話）を聞き出すことができるだろう」。さらに、「北海道胆振東部地震で液状化の被害を被った札幌市里塚地区の復興事業の進め方の参考となるだろう」と書いてあったことと、ほかの登壇者についてうかがってお引き受けしました。当初の趣

旨についてのとりまとめを、今後、して下さることを望んでいます。上から目線で恐縮ですが、その際に気を付けていただきたいのが、奥尻島内の死者・行方不明者は198名です。202名は災害全体の死者数です。特にこういった数字は厳密にしていただければ、と思います。

最後、感想になるのですが、私は当時、一島民、一中学生で、被災した町に住んでいて、物事をただぼんやりと見ていただけでした。トラックがたくさん走って、土埃がモクモク起こっていて、狭い道で自転車をこぐのが怖いな、でも、きっとこれから奥尻は良くなるんだらうな、と思っていた子どもでした。26年経って、ほかのパネリストのみなさまの話聞いて、こういう方々がご尽力くださっていたことを、一島民として、改めてありがたく思いました。

今、私は厚真町にほぼ毎週通っていて、竹田さんや渡部さんとかがされていたような場面に同席させていただくことがあり、職員のご苦労を目の当たりにしています。そういったなかで、復興に尽力する方々のお手伝いを被災地でできるように、微力ながらも頑張っていきたいと思ったこの時間でした。ありがとうございました。

竹田（恒）：

定池先生、まとめていただいて、どうもありがとうございました。時間も時間です。実はまだお伺いしなければならぬことは多くあります。それは、機会を改めて、早い時機にお伺いしようと思っています。長時間、どうもありがとうございました。パネリストの皆さま、お忙しいなかでご協力いただき、どうもありがとうございました。

足立：

皆さま、ありがとうございました。パネリストの皆さまには、当時の貴重な体験談など

をお話ししていただきました。改めまして、ありがとうございます。また、フロアの皆さんも、有意義なご質問をしていただき、ありがとうございます。

パネリストの皆さんからのご教示や、フロアからのご質問を、今後の我われの研究に活

かしていきたいと思います。今後ともご指導ご鞭撻の程、よろしく願いいたします。

(続)

²⁸⁾ 拙稿「奥尻復興の秘けつを聞きだす：高台移転事業の概要と実務担当者へのインタビュー(1)－災害復興を考えるシンポジウムの記録－」北星論集(経) 59巻2号62-64頁を参照。

²⁹⁾ 地方自治法241条を参照。

³⁰⁾ 「地方分権推進法(平成7年法律第96号)」を指す。同法は2001年に失効した。同法を含め、1993(平成5)年6月の衆参両院による「地方分権の推進に関する決議」以降の地方分権改革に関するアーカイブとして「地方分権アーカイブ」(<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/archive/archive-index.html>)を参照(なお、本稿内のURLは、すべて、2020年11月4日最終閲覧)。また、地方分権改革の経緯について、さしあたって、宇賀克也『地方自治法概説【第8版】』(2019年、有斐閣)141頁以下を参照。

³¹⁾ いわゆる地方分権一括法(1999年)以降、数次にわたる地方自治法等の改正が繰り返されている。第1次改革(上記1999年一括法による地方自治法等の改正)の眼目が「機関委任事務制度の廃止、新たな事務区分としての「自治事務」と「法定受託事務」の創設(地方自治法2条8項、9項)、関与法制と紛争処理制度の整備(同245条以下)にあったことは疑いようがない(もっとも、事務の性質の再構成・関与法制・紛争処理制度が「落とし所」にならざるをえなかった経緯について、木佐茂男『国際比較の中の地方自治と法』(2015年、日本評論社)所収の「分権改革の法制度設計」(36頁以下、初出は1997年)、「新地方自治法の課題——法制度設計とその前提条件」(114頁以下、初出は2000年)の指摘に留意しなければならない)。

宮田氏の指摘は(後続の氏の発言を含め)、上記の第1次改革との関連よりも、むしろ、次のこととの関連で重要であろう。

すなわち、基礎的自治体である市町村(特に小規模の市町村)は、質的・量的な「自治力」の不足に直面し続けている。この文脈で「受け

皿」論が展開され、平成の合併が出現した(総務省による報告書としてhttps://www.soumu.go.jp/gapei/pdf/100311_1.pdfを参照)。さらに、第32次地方制度調査会は、2040年前後の人口減少と少子高齢社会を与件として、地方自治制度のあり方を検討している(第32次地方制度調査会について、さしあたって、https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/chihou_seido/singi.htmlを参照)。

しかし、現行法制を前提にすると、市町村(の職員)の法務能力の向上が求められることは当然として、広域連携のしくみの活用、そしてそれを補完する形での自治体連合組織(町村会等)による業務支援システムの拡充が必要であろう。そのうえで、広域自治体である府県の役割が考えられなければならない。

以上の現行法制の実態についての総括を抜きにした(一時ほどの喧嘩はないが)道州制論や「圏域」の提唱は、現在の2層制に屋上屋を架す有害無益なものであろう。

³²⁾ 北海道町村会については、<http://www.h-chosonkai.gr.jp>を参照。また北海道町村会の法務支援業務についての宮田氏自身による紹介として、宮田康宏「町村における政策法務の現状と課題——北海道町村会法務支援室による広域支援の取り組み——」月刊自治研549号(2005年)56頁がある。

1990年代以降北海道町村会が取り組んできた各種の事業については、木佐前掲書(注31)196頁に紹介がある。

³³⁾ 1951(昭和26)年に設置され、中央省庁などの改革に伴い、国土交通省に統合されて、「国土交通省北海道局」となり、北海道開発局は、国土交通省の地方支分部局として「国土交通省北海道開発局」となった。

³⁴⁾ 三角点とは、正確な位置を求める測量を行うために、国土地理院が作った位置の基準となる点をいう。

- ³⁵⁾ 土地区画整理事業とは、公共施設の整備改善および宅地の利用の増進を図るため、土地の区画形質の変更および公共施設の新設または変更を行う事業であり、健全な市街地の造成を図ることにより、公共の福祉の増進に資することを目的として行われる事業である（土地区画整理法2条1項を参照）。
- ³⁶⁾ 漁業集落の生活環境の改善を図る事業である（農林水産省所管）。津波による被害を受けた土地での本事業の運用について、萩原拓也、窪田亜矢「津波常習地域における漁業集落環境整備事業に関する研究－平時の空間変容及び東日本大震災後における復興の空間整備との関係に着目して－」日本都市計画学会都市計画論文集53巻3号881頁。
- ³⁷⁾ 応急危険度判定士。応急危険度判定とは、大地震により被災した建築物を調査し、その後発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命にかかわる二次的被害を防止することを目的とする。応急危険度判定士は、応急危険度判定に関する講習を受講した民間の建築士などの実務家が担うことになる。
- ³⁸⁾ 現在は、「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日内閣府政策統括官（防災担当）通知）で、住家の損害割合による判定基準が示されている。
- ³⁹⁾ 南海トラフの巨大地震や中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震による災害に備えて、2012（平成24）年12月21日に施行された条例である（別名「命を守るとくしまー0（ゼロ）作戦条例」）。地震・津波災害を予防するための適正な土地利用（土地利用規制）が規定されている。徳島県防災・危機管理情報 HP「安心とくしま『徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例（愛称：命を守るとくしまー0（ゼロ）作戦条例について）』」（<https://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2013082700049/>）を参照。
- ⁴⁰⁾ 和歌山県 HP「復興計画事前策定の手引き」（URL：<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011400/hukkoukeikakujizensakutei.html>）を参照。
- ⁴¹⁾ 富田忠行「総務文教常任委員会所管事務調査報告『庶路小学校・庶路中学校の改築に関すること及び防災に関すること』」北海道白糠町議会・議会だより しらぬか [平成25年第4回定例会] 123号（平成26年1月24日）4・5頁を参照。
- ⁴²⁾ 災害危険区域または土砂災害特別警戒区域内の住宅移転を促進するために、住宅の移転を行う者に対して補助金を交付する要綱事業として、「がけ地近接等危険住宅移転事業」（国土交通省所管）がある。1971年に九州南部を襲った台風被害を契機にして、1972年に創設された。急傾斜地崩壊防止工事などのハード面の整備だけでは災害リスクの軽減が困難な状況に対して、住宅の移転を促して被害を防ぐことを目的としている。建設省「がけ地近接危険住宅移転事業制度」建設月報25巻9号18頁、同「がけ地近接危険住宅の現状と対策」建設月報27巻9号37頁、澁谷浩一「がけ地近接等危険住宅移転事業の拡充（特集・斜面防災）」河川632号57頁、近藤民代「東日本大震災におけるがけ地近接等危険住宅移転事業の活用実態と期待される役割に関する基礎的研究」日本建築学会計画系論文集80巻715号2043頁を参照。

